

令和５年度 第２回米子市下水道事業運営審議会（議事概要）

1 開催日時 令和５年１０月３０日（月）１５：００～１７：００

2 場 所 米子市下水道部内浜処理場２階事務室

3 出席者（敬称略） 資料 R5-1・R5-2 参照

【米子市下水道事業運営審議会委員】

深田会長、鷺見委員、河本委員、稲田委員、松田委員、先灘委員、徳岡委員（以上７名）

※福本副会長、生田委員は欠席

【事務局】

遠藤下水道部長、横木下水道企画課長、林下水道営業課長、山崎施設課長、折戸下水道企画課下水道企画室長、中村下水道企画課総務担当課長補佐、本池整備課管路整備担当課長補佐、増田下水道企画課出納担当課長補佐、富田下水道営業課料金担当課長補佐、石原下水道企画課総務担当係長

4 開会

○委員９名中７名の出席を確認し、過半数の出席により会議が成立することを報告した。

5 議事

（１）第１回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

（事務局） 資料 R5-12 参照

７月２０日に開催した第１回運営審議会の議事概要について、資料 R5-12 をもとに確認した。

「５ 市長挨拶」

令和３年１０月に下水道使用料１５％値上げにかかる委員の理解・協力等に対するお礼のほか、下水道使用料の値上げ又は値上げを遅らせる対策、新技術の導入や下水道使用者の増加や国の支援を得るための要望活動など、持続可能な下水道事業に向けた本市の取り組みなど、市長が言及した内容について確認した。

「６ 審議会委員の紹介」

本年５月、米子商工会議所青年部副会長の変更に伴い、委員を再委嘱したことを確認した。

「７ 諮問」

令和３年度の審議会の答申を踏まえ、下水道使用料の改定について、米子市長から審議会へ諮問したことを確認した。

「10 議事」

以下の2項目について、本市の説明内容や委員の質疑等について確認した。

(1) 「下水道使用料の改定の経過について」では、下水道使用料の料金体系や水準のほか、下水道使用料の使い道や改定経過について、下水道条例などをもとに、本市から委員への説明した。委員からは雨水の排水方法や財源などに関する質問があり、それに対する本市の回答について確認した。

(2) 「米子市下水道事業の投資財政見通しについて」では、本市から下水道事業の経営健全化に向けたこれまでの取り組みや、今後の予定などを説明したほか、下水道事業の投資財政計画の見通しについて、令和5～13年度の予測で一定の利益があることや純損失を回避していることを説明した。

また、今後の下水道事業の経営状況や財政見通しについては、経済情勢の変化に伴い今後も目まぐるしく変化していくことが予想されるが、引き続き安定した事業運営を実施し、更なる経費削減や収入の確実な確保、先を見据えた事業計画の策定等により、経営改善に向けた努力を継続することを説明した。委員からは、本市の経営健全化への取り組みや、投資財政見通しに関する質問があり、それに対する本市の回答について確認した。

以上、本市の説明やその質疑応答を踏まえ、審議会からは、「下水道使用料は現状のままでよい。」、「令和3年度の下水道使用料15%値上げは、次の世代にツケを残さないため、決断した。」、「今後3年間の財政状況だけでなく、長期的な下水道使用料のあり方を見て、協議を進めたい。」との意見を受け、「令和6～8年度の3年間は使用料を据え置いてよいと考えているが、令和9年度以降は状況が変わることもあり、財政状況を含め検討を行っていく必要がある。」といった本市の考えを述べ、それに対し審議会からは「令和6～8年度の3年間は使用料水準や料金体系は、現状のまま据え置きとする。」との見解が示され、第2回の運営審議会で下水道使用料にかかる答申を審議することを確認した。

…委員からの質疑等はなし…

…以上、議事「第1回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について」の審議は終了…

(2) 下水道事業の財政見通しについて

(事務局) 資料 R5-13、R5-14 参照

第1回運営審議会において、委員から「長期的な下水道使用料のあり方を見ながら協議を進めていきたい。」との意見があり、今回、その補足として前回の資料に新たに令和14年度から令和20年度の見通しを追加した資料 R5-13「令和3年度から令和20年度の財政見通し」を作成し、以下の要旨で説明した。

- 令和14年度以降に、損益計算において純損失が発生し始める見込みである。経営戦略の算定期間外のため厳密な算定はできないが、経費の大幅な増加が発生するパターンとして厳しめの数値で算定した。
- 仮に損益計算を基準に考えると、令和19年度は1億9,366万3千円の損失となるため、使用料改定のみでこれを賄う場合、現在の使用料水準から約8～10%の増額が必要になる。
- 前回の審議会で、現金ベースでの収支状況についても確認があり、令和8年度の資本的収支不足額が20億273万2千円に対し、補填財源の使用額が18億6,018万7千円となり、補填財源が一部不足し、利益剰余金の取り崩しが始まる見込みである。
- 令和11年度には現金不足額が発生する算定となっているが、前回説明したとおり、中期的に現金が不足する場合は、一般会計から長期の借入れを行い対応していく方針としている。
- 10年、20年と中長期のスパンで見ると厳しい見通しとなっている。
- 将来に過度な負担を残さないように適切な時期に経営改善の方策を決定し、使用料改定を行う必要がある。
- 現時点で利益剰余金が10億円確保できている点や、令和7年度以降に損益ベースでの純利益が当面見込まれていること等を踏まえ、使用料改定だけに頼らず、更なる経費削減や収入の確実な確保、先を見据えた事業計画の策定など、引き続き経営改善に向けて取り組んでいく。
- 米子市下水道事業経営戦略（令和3年度改定）について、令和6年度に次の改定を行う予定である。その際は、下水道事業運営審議会等において報告をさせていただくので、ご意見を賜りたい。

…以下、質疑応答…

(委員)

資料 R5-13 損益計算の「収益的収入①」と「収益的支出②」の予測について、人口減等も踏まえて教えてほしい。

(事務局)

今回の集計に使用した数値は、資料 R5-14「下水道事業会計収支計画の推計方法」にまとめている。例えば、収入の使用料については社人研（国立社会保障・人口問題研究所）が、地域別将来推計人口を公表しており、この人口推計などを加味して算定している。支出については、修繕計画については中期的な計画を計上しており、維持管理費については、汚水処理量の増加に伴い、処理費用の増加も見込んでいる。

(委 員)

令和3年、4年の実績の収益的支出、損益計算の支出に比べて、令和5年以降はあまり変化がないのはなぜか。

(事務局)

令和3年、4年の経費は実績額だが、令和5年度以降は予算額ベースのためである。

(委 員)

使用料は、社人研の将来推計に基づき減っていくと思うが、令和5年度と比較して令和20年度は、使用料がどれくらい減少する見込か。

(事務局)

使用料収入は、令和4年度が約24億円に対し、令和20年度が23億4,000万円を見込んでいる。

(委 員)

ほぼ同じ金額だが、人口は減らないのか。

(事務局)

令和8～10年度までは、整備面積に応じて使用料収入が増えていき、その後、人口が減ってくる。ただし、米子市は他の市町村と比べて緩やかな人口減のグラフになっている。

(委 員)

先ほどの補足だが、コーホート要因法で人口が減るのは米子市全体の話で、下水道を使用する人口はその通りに減らず、横ばいで推移するということか。

(事務局)

米子市の人口は減少しているが、それより整備が進み新たに下水道を使用できるようになった人口の方が、今のところ多少多いので、当面の間はそれに比例して使用料収入が伸びていくと考えている。

(委 員)

令和4年度と5年度を比べて支出が急に増えたのはなぜか。また、令和14年度以降に支出が増えていく予測をしているのはなぜか。

(事務局)

1点目の令和4年度と5年度の経費の差額については、令和4年度は実績額だが、令和5年度は予算額なため乖離している。令和4年度では経費削減に取り組んだ結果、予算額に比べ実績額が1億円程度少なくすんだ。また、令和5年度から処理場、ポンプ場の包括的民間委託が始まり、4年度に比べて経費が増加している。

2点目の14年度以降の経費が増加していく理由については、電気代、委託料などの経費が上昇すると想定しており、14年度以降はより厳しめに増加を見込んで算定したためである。

(委 員)

令和5年度から始まった処理場の民間委託について、受託者が厳しい運営を迫られないか心配している。また、民間委託になったことで、使用者に不利益はないか。

(事務局)

包括的民間委託については、以前より委託費を上げている。資料 R5-13 の収益的支出②より、令和 4 年度に比べ 5 年度は約 3 億 6,000 万円増加しており、全てがこの委託費ではないが米子市の下水道事業としては支出が増えている。

また、市民サービスの点について、委託を性能発注にすることにより、これまでのサービスより質が下がらないよう、条件をつけて発注している。

(委 員)

取り崩しが始まる時期が令和 8 年だが、資本的収支の不足額が 18 億円のときに補填財源を使っており、20 億円になったところで初めて取り崩すようになる。なぜ、この時期から取り崩しをはじめるのか。

(事務局)

資本費平準化債という特殊な借入の返還金があり、令和 10 年から 15 年の間に、償還額が最も高くなる見込みとなる。そのため使用料収入や繰入金を含めて純利益が出ているが、それでも補填財源として使用できなくなり、資本費平準化債という借入金の返還で補填財源が足りなくなるため、利益剰余金の取り崩し、もしくは現金の不足額が発生するという下水道事業特有の状況になっているためである。

…以上、議事「下水道事業の財政見通しについて」の審議は終了…

(3) 答申案について

(事務局) 資料 R5-15 参照

第 1 回運営審議会の結果を踏まえ、今後の料金水準や料金体系にかかる答申案について審議した。

○使用料水準及び体系は、令和 8 年度までは現行のままとする。

○使用料算定期間等は令和 6～8 年度の 3 年間とするが、令和 9 年度以降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく、改定を検討するべきである。

○今後、引き続き経営改善や財政健全化に向けた努力を期待し、附帯意見(1)～(6)について、運営審議会から本市へ要望する。

○今回の答申案は、「答申の考え方」で記載する 4 項目をもとにしたものである。

…以下、質疑応答…

(委 員)

附帯意見(6) 新たな課題への対応において、めまぐるしく変化する社会状況に適切に対応できるような人材の育成に努めるとあるが、具体的にどのような取り組みをしていくのか。

(事務局)

まず、事業者の責務として脱炭素や持続可能な運営に向けて取り組んでいかなければならない。具体的には今後、処理場の耐用年数が来て改築する際に、脱炭素に対応したものに変わっていくことを計画している。また、めまぐるしく変化する社会状況について、近年コロナにより日本でもデジタル化が一気に進んだ。そうした世の中の変化を見極めつつ、今まで通りのやり方ではなく、新たなやり方で経営改善に取り組んでいく。

(委 員)

処理場の大規模改修や更新は、耐用年数によって実施時期が決まるのか。また、管渠の更新についても耐用年数で決まるのか。

(事務局)

処理場については、点検を行い定期的に修繕することで、可能な限り耐用年数よりも長く保てるよう努めている。

管渠については、地下に埋設されており点検が難しいが、耐用年数に近い管渠からカメラ調査等を行い、管理している。

(委 員)

附帯意見(3) 生活排水対策方針の見直しに当たっての市の努力義務で、公共下水道整備から合併浄化槽への切替について記載されており、この件は何度か説明があり審議会の議事録に残っていると思うが、説明資料には無かったと思うので、答申に書いても良いか確認したい。

(事務局)

令和4年度第2回審議会の資料R4-7-2において説明している。

…審議の結果、答申案を承認。…

…以上、議事「答申案について」の審議は終了…

(4) 下水道事業会計決算状況について

(事務局) 資料 R5-16 参照

本市、下水道事業会計の決算について、資料 R5-16 をもとに令和4年度の決算状況について報告した。

(1) 収益的収入について

○令和4年度の営業収益は、35億3,816万5千円で、主なものは下水道使用料、一般会計繰入金である。令和3年10月から下水道使用料の料金改定、整備区域の拡大により、令和3年度、4年度は前年度より増加している。

○令和４年度の営業外収益は、21 億 3,245 万 3 千円で、主なものは一般会計繰入金、長期前受金戻入（減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化したもの）、消費税還付金である。一般会計繰入金について、令和２年度はコロナ減免分の補てん、令和３年度は使用料改定延期分の補てんがあったが、令和４年度はこのようなコロナ関連の特殊事情がなく減少している。

○令和４年度の特別利益は、１千円で過年度分の精算による収益である。

(2) 収益的支出について

○令和４年度の営業費用は、48 億 4,425 万 5 千円で、管渠や汚水処理施設などの下水道事業運営に係る維持管理費や減価償却費等に係る経費である。令和４年度は特に燃料価格の高騰による電気料金の上昇等の影響もあり、令和３年度に比べ増加している。

○令和４年度の営業外費用は、4 億 6,391 万 5 千円で企業債、支払利息等に係る経費である。

○令和４年度の特別損失は、361 万 2 千円で過年度の精算や訂正による経費である。

(3) 純利益について

令和４年度では消費税込みで３億 5,883 万 7 千円、消費税抜きで１億 6,646 万 5 千円であり、電気料金や資材価格の高騰により増加したが、省エネ設備への転換や通信契約の見直しになどにより純利益が出ている。

(4) 資本的収入について

令和４年度では 47 億 1,560 万 9 千円で、主なものは企業債、国庫補助金、一般会計出資金である。令和３年度に比べ建設改良工事の執行減少により、企業債や補助金が減少している。

(5) 資本的支出について

令和４年度では 64 億 5,723 万 9 千円で、主なものは建設改良費や企業債償還金である。令和３年度に比べ建設改良費の工事請負費、委託料の執行減少により減額となっている。

(6) 資本的支出に対し、資本的収入が不足する額について

令和４年度では 19 億 3,533 万円で、資本的収入から前年度支出に充当した額を除き、これから資本的支出を引いたものである。この不足額については、収益的支出である減価償却費や資産減耗費等の実際に現金支出を必要としない経費により留保される資金等により補てんされている。

…以下、質疑応答…

(委 員)

資料 R5-16 と資料 R5-13 で収益的収入と収益的支出の令和４年度の数字が異なるのはなぜか。

(事務局)

資料 R5-16 は、公共下水道事業と農業集落排水事業の両方を合算した数値を千円単位で端数処理したものであり、資料 R5-13 は公共下水道事業と農業集落排水事業それぞれを千円単位で端数処理したものを合算したため、2 千円のずれが生じている。資料 R5-16 の上段は消費税込みの金額、下段の括弧内は消費税抜きの金額を記載している。

(委 員)

基本的には消費税抜きでの表示が正しいのか。

(事務局)

収益的収支については消費税抜きの計算、資本的収支については消費税込みの計算で行っている。収益的収支を消費税抜きで計算しているのは、消費税は最終的に国に納めるものであり、それを除いて計算しないと実態がわからないためである。資本的収支については、地方公営企業法上、現金の収入支出を前提とした計算をするようになっているため、消費税を含めた金額で計算している。これは地方公営企業の経営戦略の計算をする上で、このようなやり方となっている。

(委 員)

一般会計出資金は基準外であると思うが、市ではどのような基準を設けて算定しているのか。また、いつまで一般会計から算出を続けるのか、何かルールのようなものはあるのか。

(事務局)

一般会計出資金について、出資金という科目になっているが基準内のものである。特定の償還元金に対する繰入が、繰入金の基準に認められている。これは平成 10 年代の特定の償還元金に対してのものであり、特殊な償還元金を除いて、徐々に減っていく見込である。

(委 員)

一般会計繰入金として資本的収入に上がるようなものは無いのか。

(事務局)

現在、一般会計繰入金で計上するものはない。全て一般会計出資金として処理している。

…以上、議事「下水道事業会計決算状況について」の審議は終了…

6 その他

○部長挨拶

○本審議会で承認いただいた答申案については、正式な答申として 11 月 9 日に審議会を代表して会長から市長に提出いただくこととなった。

7 閉会